号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一 部を改正する法律 (平成二十六年法律第七十三

号) の施行に伴い、 並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十六号)

第三条第六号の二、 第十七条第二項第二号及び第四号(これらの規定を同法第十七条の六において準用する

場合を含む。)、第十七条の六並びに第十九条の二十一第一 項並びに海洋汚染等及び海上災害の防 止 一に関す

る法律の一 部を改正する法律附則第二条第一 項及び第三条第八項、 同法附則第五条第二項に おお 1 · て準 -用する

船舶安全法 (昭和八年法律第十一号) 第二十五条の五十八第三項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関

する法律の一部を改正する法律附則第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第二百一号) の一部を次のように

改正する。

第 条の十六を第一条の十七とし、 第一条の十五を第一条の十六とし、 第一条の十四を第一条の十五とす

る。

第一条の十三の前の見出しを削り、 同条第二号中「第一条の十五」を「第一条の十六第二号」に改め、 同

条を第一条の十四とし、 同条の前に見出しとして「 (第 一 議定書締約国間における未査定液体物質の輸送)

」を付する。

第一条の十二を第一条の十三とし、第一条の十一を第一条の十二とし、第一条の十を第一条の十一とする。

第一条の九第一項第三号中「すべて」を「全て」に改め、 同条を第一条の十とする。

第一条の八第一項第二号中「第一条の十」を「第一条の十一」に改め、 同条を第一条の九とする。

第一条の七を第一条の八とし、第一条の六を第一条の七とする。

第一条の 五中「第三条第六号の三」 を「第三条第六号の四」に改め、 同条を第一条の六とする。

第一条の四中 「第三条第六号の二」を「第三条第六号の三」に改め、 同条を第一条の五とし、第一条の三

の次に次の一条を加える。

有害水バラストの要件)

第一 条の四 法第三条第六号の二の政令で定める要件は、 次の各号のいずれかに該当することとする。

当該水バラストに含まれる最小径五十マイクロメートル以上の水中の生物の数が一立方メートル当た

り十個以上であること。

当該水バラストに含まれる最小径十マイクロ メートル以上五十マイクロメートル未満の水中の生物の

数が一立方センチメートル当たり十個以上であること。

三

当該水バラストに含まれる大腸菌その他の国土交通省令・環境省令で定める細菌の数が国土交通省令

・環境省令で定める基準に該当するものであること。

第七条を削り、 第八条を第七条とし、 第九条を削り、 第九条の二を第八条とし、 同条の次に次の二条を加

える。

船舶からの有害水バラストの排出の基準)

第九条 法第十七条第二項第二号の政令で定める基準は、 次の表上欄に掲げる排出海域の区分ごとに、それ

ぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

	一公海	排出海域
イ 主として公海において積み込まれたものとし	次のイ又はロに掲げる要件に適合する有害水バラス	基
として国土交通省令で定める要件に適合	ハラストの排出であること。	準

て海洋環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして合意をした有害水	
に規定する船舶バラスト水規制管理条約締約国をいう。以下同じ。) との間におい	
ロ 日本国と一以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国(法第十七条第二項第三号	
として国土交通省令で定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。	
の海域 イ 当該有害水バラストが排出される場所とおおむね同一の場所で積み込まれたもの	
公海以外 次のイ、ロ又はハに掲げる要件に適合する有害水バラストの排出であること。	
であること。	
全に障害を及ぼさないものとして国土交通省令で定める措置が講じられているもの	
いう。次号において同じ。)からの有害水バラストの排出であつて、海洋環境の保	
を勘案して海洋環境に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定める船舶を	
、有害水バラストの排出量、排出頻度その他の有害水バラストの排出に関する事項	
ロ 特定船舶(旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供される船舶以外の船舶のうち	
する有害水バラストの排出であること。	
	_

バラストの積込みを行う区域及び排出を行う区域その他の国土交通省令で定める事

項を遵守 L て日 本 国 l の 内 水、 領海若しくは排 他的経 済 水域又は当該船 舶 バ ラス ト水

規制管理条約 締 約 国 lの 内 水、 領海若しくは排他的 経済水域において行われる有害水

バラストの排出であること。

ノヽ 特定船 舶 からの有害水バラストの排出であつて、 前号下欄口に規定する措置が

講

じられているものであること。

二以上 \mathcal{O} 船舶、 バラスト 水規制管 理条約 締 約 国 間 に おいて合意されて行わ れ る有害水バラス } \mathcal{O} 排 빒

第九条の二 法第十七条第二項第四号の政令で定める要件は、 当該船舶バラスト水規制管理条約締 約 国 間 に

いて合意をした有害水バラストの積込みを行う区域及び排出を行う区域その他の国土交通省令で定める

事項を遵守して行われる有害水バラストの排出であることとする。

お

第九条の三を第九条の六とし、同条の前に次の三条を加える。

(湖、沼又は河川に関する読替え)

第九条の三 法第十七条の六の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

有害水バラスト湖沼等排出	有害水バラストの排出	第十七条の四第二項
の三第二項		
第十七条の六において準用する第十七条	第十七条の三第二項	第十七条の三第三項
不適正な有害水バラスト湖沼等排出	有害水バラストの不適正な排出	第十七条の三第二項
すことをいう。以下同じ。)		
害水バラストを湖沼等に流し、又は落と		
不適正な有害水バラスト湖沼等排出	有害水バラストの不適正な排出	第十七条の三第一項
湖沼等	海洋	第十七条第三項
湖沼等の	海洋の	
おいて湖沼等の環境	おいて海洋環境	
等をいう。以下同じ。)の環境		
が湖沼等(第十七条の六に規定する湖沼	が海洋環境	第十七条第二項
読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定中読み替える規定

第十七条の五第二 項 外 国 船舶 に 日 に供する 1本船 船以外 船 舟 の湖沼等にお 類 いて航行の 用

御 沼 等において 航行の 用に供する船舟類からの有害水バラスト 湖 沼等 排 出 \mathcal{O} 基 準

第九条の四 法第十七条の六において準用する法第十七条第二項第二号の政令で定める基準は、 次の各号に

掲げる要件のいずれかに適合する有害水バラスト湖沼等排出 (有害水バラストを湖沼等 (法第十七条の六

に規定する湖沼等をいう。 以下同じ。)に流 Ļ 又は落とすことをいう。 以下同じ。)であることとする。

当 該 有害水バラストが 流され、 又は落とされる場所とお お むね 同 ... の 場所で積み込まれたものとして

国土交通省令で定める要件に適合する有害水バラストについての有害水バラスト湖沼等排出であること。

日本国と一以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国との間において湖沼等の環境の保全の 見地 から

有害となるおそれがないものとして合意をした有害水バラストの積込みを行う区域及び有害水 バラスト

湖 沼等排出を行う区域その 他 !の国土交通省令で定める事項を遵守 して日本国 の湖 沼等又は当該 船 舶 バラ

スト 水規 制管理条約 締 約 国 \mathcal{O} 湖沼等において行われる有害水バラスト 湖沼等排 出であること。

 \equiv 特定船舟類 (旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供される船舟類以外の船舟類のうち、 有害水バラ

ス } の排出量、 排出頻度その他の有害水バラスト湖沼等排出に関する事項を勘案して湖沼等の環境に及

ぼ す影響が ~少な 7 t のとして国土交通 省令で定める船 舟類をいう。 か らの 有害水バラス } 湖 沼 排 出

であつて、 湖沼等の環境の保全に障害を及ぼさないものとして国土交通省令で定める措置が講じられて

いるものであること。

(二以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意されて行われる有害水バラスト湖沼等排 逍

第九条の五 第九条 の二の規定は、 法第十七条の六において準用する法第十七条第二項第四号の政令で定め

る要件につ *((* て準用する。 この場合に お いて、 第九条の二中 排 出を」 とあ るのは 有 害水バ 、ラス ト湖沼

等 排· 出 (第九条の 四に規定する有害水バラスト 湖沼等排出をいう。 以下この条において同じ。) を」と、

「有害水バラストの排出」 とあるのは 「有害水バラスト湖沼等排出」 と読み替えるものとする。

第十一条の十の表第一号中「一パーセント」を「○・一パーセント」 に改める。

別表第一の三中「第一条の四」を「第一条の五」に改める。

別表第一の四中「第一条の七」を「第一条の八」に改める。

別 表第 の五中 「第一条の八、 第一条の九」 を 「第一条の九、 第一 条の十」 に改める。

別表第一 一の六中 「第一条の十一、 第一条の十二」を「第一条の十二、第一条の十三」に改める。

別 表第 の七中 「第一条の十一」 を「第一条の十二」 に改め、 同表第一号及び第二号中「すべて」を「全

て」に改める。

別表第四中「第九条の三」を「第九条の六」に改める。

附則

(施行期日)

第一 条 この政令は、 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律 (以 下 「改正法」

の施行の日から施行する。ただし、第十一条の十の表第一号の改正規定及び附則第五条から第

七条までの規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

(改正法附則第二条第一項の政令で定める水域)

第二条 改 正 法附則第二条第一 項の政令で定める水域は、 次に掲げる水域とする。

全ての 国 $\overline{\mathcal{O}}$ 領海 の基線 (この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止 に関する法 律 施 行

第一条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。)からその外側五十海里以遠であって水深二百

メートル以上の海域

前号に 掲げ る 水域 以 外 \mathcal{O} 水域のうち次のイ又はロ のいずれ かに該当するも

1 その 周辺に前号に掲げる水域が存在しない 水域であって、 水域環境の保全の見地から有害となるお

それが比較的少ない水バラストの積込みが可能なものとして日本国の領海等 (内水、 領海又は排他的

経済水域をいう。 以下同じ。) において国土交通大臣及び環境大臣が指定するもの

(改正法による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止

元に関す

口

船舶バラスト水規制管理条約締約国

る法 律 。 以 下 「新法」 という。)第十七条第二項第三号に規定する船舶バラスト水規制管理条約 締 約

国をいう。 以下同じ。 の領海等において当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の 政府が指定する

水域

(改正法附則第二条第一項の政令で定める要件)

第三条 改正 法附則第二条第 項の政令で定める要件は、 次の各号に掲げる区分に応じ、 それぞれ当該各号

に定める要件とする。

特定水バラスト交換 (改正法附則第二条第一項に規定する特定水バラスト交換をいう。 以下この条に

おいて同じ。)を行うための有害水バラスト排出 (同項に規定する有害水バラスト排出をいう。以下こ

の条において同じ。) 次の表の上欄に掲げる特定水バラスト交換を行う水域の区分ごとに、それぞれ

同表の下欄に掲げる要件

次に掲げる要件に適合する有害水バラスト排出であること。	次に掲げる要件に適合っ	二前条第二号に
☆で定める方法により行われる有害水バラスト排出であること。	令で定める方法による	
水域環境の保全に及ぼす影響をできる限り少なくするものとして国土交通省	ロ 水域環境の保全に	
り行う特定水バラスト交換のための有害水バラスト排出であること。	り行う特定水バラス・	
小と入れ替わるものとして国土交通省令で定める方法によ	大部分が当該水域の水と入れ替わ	
船舟類を含む。以下同じ。)に積まれている水バラストの	て航行の用に供する船舟類を含む。	
(改正法附則第二条第一項に規定する湖沼等をいう。) におい	イ 船舶 (湖沼等 (改)	掲げる水域
次に掲げる要件に適合する有害水バラスト排出であること。	次に掲げる要件に適合っ	一前条第一号に
12	日之	換を行う水域
4+	五大	特定水バラスト交

イ 船舶に積まれている水バラストの大部分が当該水域の水と入れ替わるものと

して国土交通省令で定める方法により行う特定水バラスト交換のための有害水

バラスト排出であること。

口

次の①又は②に掲げる区分に応じ、それぞれ①又は②に定める要件に適合す

る有害水バラスト排出であること。

(1) 水域環境の保全に影響を及ぼすおそれが少なく、 日本国の領海等において行われる有害水バラスト排出

環境大臣が定める要件に適合する有害水バラスト排出であること。

有害水バラスト排出を行うことがやむを得ないものとして国土交通大臣及び

かつ、

当該領海等にお

いて

日本国の領海等の

(2)船舶バラスト水規制管理条約締約国 の領海等において行われる有害水バラ

スト排出 当該 船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府が定める要件に適

合する有害水バラスト排出であること。

特定水バラスト交換を行った後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラスト排出

表の上欄に掲げる特定水バラスト交換を行った水域の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる要件

やむを得ないものとして国土交通大臣及び	有害水バラスト排出を行うことがやむを得	
それが少なく、かつ、当該領海等において	水域環境の保全に影響を及ぼすお	
る有害水バラスト排出 日本国の領海等の	(1) 日本国の領海等において行われる有害水	
	る有害水バラスト排出であること。	
、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合す	ロ 次の①又は②に掲げる区分に応じ、	
なく行う有害水バラスト排出であること。	後新たに水バラストを積み込むことなく行う	
方法により行われた特定水バラスト交換の	イ 前号の表第二号下欄イに規定する方法によ	掲げる水域
スト排出であること。	次に掲げる要件に適合する有害水バラスト排出	二前条第二号に
	たに水バラストを積み込むことなく行う有害水	掲げる水域
により行われた特定水バラスト交換の後新	前号の表第一号下欄イに規定する方法により行	一前条第一号に
1 <u></u>	马	換を行った水域
‡	A.H.	特定水バラスト交

環境大臣が定める要件に適合する有害水バラスト排出であること。

(2)船 舶 バラス } 水 規 制 管理 法条約分 締 約 国 \mathcal{O} 領海 等にお 1 て 行われる有害 水 バラ

スト 排出 当該 船舶バラスト水規制管理条約締約国 の政府が定める要件に適

合する有害水バラスト排出であること。

(改正法附則第二条第一項の政令で定める日)

第四条 改正 法附則第二条第一 項の政令で定める日は、 次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、 それぞれ当該

各号に定める日とする。

船舶バラスト水規制 管理条約 (新法第十七条第二項第三号に規定する船舶バラスト水規制管理条約を

1 、 う。 以下この条において同じ。) 第十八条1の規定により船舶バラスト水規制管理条約が効力を生ず

る日 (以下この条にお いて「条約発効日」という。) 前に建造され又は建造に着手された船舶 (次号に

掲げ る船舶を除く。 条約発効 日以後最初に行われる新法第十九条の三十六の表 の 下 欄 に掲 げ うる設備

等 (新法第五条第一項から第三項までに規定する設備 に限る。 以下この号にお **,** \ 7 「特定設備」 という

についての新法第十九条の三十六の規定による定期検査 (新法第十九条の四十六第二項の規定によ

が開始される日。 ときに行われる定期検査が開始される日であるときは、その次に行われる特定設備についての定期検査 り当該定期検査を行ったものとみなされる同項の検査を含む。 が開始される日 次号において「定期検査開始日」という。)又は平成三十五年十二月三十一日の (当該定期検査が開始される日が当該 以下この号において単に 船舶を初めて航 行 の用に供しようとする 「定期検査」と 7

管理条約が効力を生じないときは、 いう。) に応当する日 次に掲げる船舶 平成二十八年において船舶引渡日 以後の定期検査開始日 条約発効日以後の定期検査開始日) (平成二十七年十二月三十一日までに船舶 (当該船舶が船舶所有者に対し引き渡された日を 又は平成三十五年十二月三十一 バラスト -水規制

れ

か早い

1 (船舶に設置されたタンクであって、水バラストの積載のためのものをいう。 平成二十年十二月三十一日以前に建造され又は建造に着手された船舶であって、水バラストタンク ロに お いて同じ。) (T)

日

のいずれか早い

日

口 平成二十一年一月一日以後平成二十三年十二月三十一日以前に建造され又は建造に着手された船舶

百立方メートル未満であるもの又は五千立方メートルを超えるも

容量

重が千五7

であって、 水バラストタンクの容量が五千立方メートル以上であるもの

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第五条 改正 法附則第三条第八項の 政令で定める独立行政法人は、 独立行政法人水産大学校、 独立行 政法人

水産総合研究センター、 独立行政法 人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

(外国船級協会の事務所等における検査に要する費用)

第六条 改正 法附則第五条第二項にお いて準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費

用 たつい ては、 船 舶安全法施行令 昭昭 和 九 年勅令第十三号) 第四条の 規定を準用する。

(権限の委任)

第七条 改 正 法附品 則第四条第一項、 第二項及び第四項の規定により国土交通大臣の権限に属する事 ず項は、 玉

土交通省令で定めるところにより、 地方運輸局長 (運輸監理部長を含む。 次項において同じ。 に行 わ せ

ることができる。

2 地 方運 輸 局 飛長は、
 国土交通省令で定めるところにより、 前項の規定によりその権限に 属させられ た を 事 項

 \mathcal{O} 部を運 輸支局長又は地方運輸 局、 運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。

、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はそ

の不作為についての審査 請求に関する政令の一 部を改正する政令 . (7) 部改正

第八条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又

はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令(昭和五十八年政令第百八十三号)

の一部を次のように改正する。

附則第二条第一 項中 「第一条の九第一項第一号」を「第一条の十第一項第一号」に改め、 同条第二項中

第一 条の 九第 項第五号」を 「第一条の十第 項第五号」 に改 め、 同条第三項及び第四 項 中 第一 条

九第二項」 を「第一条の十第二項」に改め、 同条第五項中 「第一条の九」を「第一条の十」 に改める。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行及び千九百七十三年の船舶によ

有害水バラストの要件等を定めるとともに、

船舶に

使用する燃料油の硫黄分の濃度の基準を改める必要があるからである。

る汚染の防止のための国際条約附属書Ⅵの改正に伴い、